

人種差別撤廃委員会第 105 会期閉幕

2021/12/03

国連人権高等弁務官事務所

人種差別撤廃委員会第 105 会期が閉幕した。今会期で委員会は、チリ、デンマーク、シンガポール、スイス、タイの報告の審査を行い、総括所見を採択した。また、フランスに関わる個人通報について、人種差別撤廃条約 6 条の違反があると判断した。さらに、条約 11 条に基づき、イスラエルに対するパレスチナの国家通報について、友好的解決を模索するための特別調停委員会を設置し、サウジアラビア・UAE に対するカタールの国家間通報について、特別調停委員会の提案を支持した。早期警戒・緊急行動手続に基づき、3 件の書簡を 3 か国に送付することとした。加えて、定期報告書の提出が 10～15 年以上遅れている国への対応方法を合意し、国内人権機関・NGO との協力に関するガイドラインについて討議を行った。第 106 会期は 2022 年 4 月 11～29 日に開催され、カメルーン、ルクセンブルク、ボリビア、カザフスタン、米国の報告が審理される予定である。